

## ～ 国際研究 ～

### 東ティモール共同法制研究

国際協力部教官

渡部 吉俊

#### 第1 はじめに

国際協力部では、2014年12月8日（月）から12日（金）までの1週間、東ティモール民主共和国（以下「東ティモール」という。）から専門家を招へいし、共同法制研究（以下「本研究」という。）を実施した。これはJICAの支援枠組みによるプログラムではなく、当部独自の取組として行ったものであり、トピックとしては、東ティモール側の要望等を踏まえ、主に少年法と国際法を取り上げた。

ここで、少年法と国際法という異なる二つのトピックを取り上げた背景について説明を加えておきたい。そもそも、当部による東ティモールに対する法制度整備支援は、2009年度からJICAの支援枠組み又は当部の独自支援という形で行われてきた。支援内容としては、東ティモール司法省国家法律諮問局（DNAJL）の幹部職員を対象に、東ティモール側の優先度を踏まえた具体的な法案の起草支援を行いながら、法案起草能力の向上を目指すというものであり、これまで逃亡犯罪人引渡法、違法薬物取締法を取り上げたほか、直近では、2013年度の1年間、JICAの枠組み（個別専門家派遣）により調停法の起草支援が行われている。

このように、東ティモールの法制度整備支援については、他国で行われている技術協力プロジェクト等とは異なり長期的・体系的なものではなく、年2～3回の現地セミナーや招へい等を通じた小規模で限定的な支援として行われてきた。これにはリソースの制約の問題もあるが、一つには東ティモールの旧宗主国であるポルトガル<sup>1</sup>が法制度整備支援にも深くコミットしており、司法省に常駐する立法アドバイザーの派遣等を行っている中で、支援の重複を回避しつつ、日本として相手方の要望・ニーズにいかに応えられるか等を勘案した結果、このような形での支援が行われてきたものと

---

<sup>1</sup> 16世紀前半からポルトガルによる植民地支配を受けた東ティモールは、戦後はポルトガルを施政国とする非自治地域に分類され、1976年からはインドネシアによる支配を受けた。独立をめぐる混乱により1999年10月からは安保理決議に基づき設置されたUNTAET(国連東ティモール暫定行政機構)が暫定的に統治するところとなり、2002年5月20日によりやく独立を果たした。

理解している<sup>2</sup>。

一方で、独立後間もない東ティモールでは、いわゆるポスト・コンフリクト国として法整備や能力強化に向けた支援の必要性が依然として高く、また、東ティモール側からも、同じ大陸法を母法とする<sup>3</sup>日本から先進的な制度を学びたいという要望が継続的に挙げられていることから、2014年度においては、小規模ではあるが当部独自の支援として活動を継続することとし、その一環として本研究を実施したものである。

そして今回のトピックについては、東ティモール側からこれまで行ってきた法案起草能力の強化に向けた支援の継続をお願いしたいとして、現在、東ティモール国内において立法作業を進めている少年法に関する日本の知見の提供を依頼され、その必要性等が認められたため、日本の少年司法制度に関する講義等を行うこととした。

加えて、東ティモール司法大臣を始めとする幹部から、東ティモールに対する諸外国からの投資や国際取引の増加に伴い民事上の国際紛争が増えていることを背景に、国際分野に強い法曹実務家の養成に向けた支援の要望も挙げられた。もちろん、国際法あるいは国際取引法分野を本格的に学ぶには相当の時間が必要であるが、今後、東ティモール自身において国際分野における法曹人材の育成をどのように進めればよいかを考えるための一助としてもらうべく、本研究の一コマを割り当てて対応することとしたものである。

本研究の趣旨は以上のとおりであるが、これまでの支援活動との大きな違いとして、今回の招へい対象者につき、従来カウンターパートとしてきた司法省国家法律諮問局の幹部職員に加え、裁判官及び検察官という法曹実務家を初めて招へいしたということがある。これは、上記のとおり法曹実務家に国際法に対する理解を深めてもらうということに加え、今回招へいした裁判官及び検察官が東ティモール国内での少年法の

---

<sup>2</sup> 東ティモールへの支援を行うに当たりボトルネックとなるのが言語問題である。憲法はテトゥン語及びポルトガル語を公用語と定めており（13条）、法曹養成を担うLTC（法律研修センター）の講義や訴訟手続等も基本的にポルトガル語で行われているが、一般市民にはまだ普及しているとはいえず、訴訟遅延等の要因となっている。なお、今回の共同研究では、主にインドネシア語と英語を使用した。

<sup>3</sup> 東ティモールにおける適用法は、歴史的経緯によりやや複雑である。UNTAETは、1999年11月に制定した規則第1号において、国際的な人権基準やUNATET規則等に反しない限り、現に効力を有する法（すなわちインドネシア法）が原則として適用されるとした（3条1項）。2002年5月20日に施行された東ティモール民主共和国憲法においても、東ティモールで現に効力を有する法律及び規則（すなわちインドネシア法及びUNTAET規則等）は、憲法及びその諸原則に反しない限り引き続き適用されるとされた（165条、適用法の解釈に関する2003年法律第10号参照）。基本法の現状をみると、刑法（Decree-Law No.19/2009）、民法（Law No.10/2011）とも従前適用されていたインドネシア法を廃止する形で新規制定され、刑事訴訟法（Decree-Law No.13/2005）や民事訴訟法（Decree-Law No.1/2006）についても新たに制定されている。

起草のための協議に関係機関のメンバーとして参加しており、少年法を取り上げる上でも重要であったためである。これら3名の研究員は、いずれも各組織の中核を担う人物であり、日本側としても今後の支援等を考える上でよい交流の機会となったものとする。

## 第2 本共同研究の概要

### 1 招へい専門家からの発表

東ティモールの法・司法制度については、日本側としてもまだ十分な情報が得られていないこともあり、今回招へいした3名の研究員から、それぞれの担当分野に関して発表をしていただいた。司法省国家法律諮問局立法政策部長のエバンヘリノ・ペロ氏からは、東ティモールの少年司法に関する法律案の背景及び問題点について、控訴裁判所判事のデオリンド・ドス・サントス氏からは、東ティモールの司法制度の概要と未成年者に対する民事手続及び刑事手続について、ディリ地方検察庁検事のイヴォニア・マリア・デ・ヘスス・ダ・コスタ・グテレス氏からは、東ティモールの刑事司法手続の概要について、各自の実務経験を踏まえた発表が行われた。

### 2 日本の刑事手続及び少年法について

#### (1) 講義

##### ①日本の刑事手続の概要

日本の少年法について学ぶ前提として、日本の刑事手続（捜査・公判手続）の概要やその特色等について、当部の須田大教官による講義が行われた。研究員からは、特に日本の刑事手続の特色である起訴便宜主義（刑訴法248条）や起訴状一本主義（同法256条6項）が東ティモールの刑事手続と大きく異なる点であるとして、それらの解釈や実務上の運用等について質問がなされた。



##### ②日本の少年司法制度の概要

続いて、当部の甲斐雄次教官から、日本の少年司法制度の概要、特に現行制度の基本原則である保護優先主義や全件送致主義等の考え方や、少年審判手続の進め方及び実務上の注意点等について講義が行われた。少年司法制度は、少年法の適用年齢を始め各国によって大きく異なっており、東ティモールが現に構築しようとしている少年司法制度は必ずしも日本の制度に近いとは限らないが、制度構築に携わっ

ている研究員の関心は高く、喫緊の課題である少年事件の適切な処理や少年への適切な処遇の発見をいかにして行うか等の観点から、積極的に質問がなされた。

## (2) 訪問・見学

### ①大津地方裁判所彦根支部

大津地方裁判所彦根支部の概況について御説明いただいた後、実際の刑事事件を傍聴し、また、裁判官室など庁舎内の施設見学を行った。その後、支部長を始め裁判官、書記官の方々との意見交換を行った。研究員からは、特に傍聴した刑事事件について、自国での公判手続と比較しながら、幅広く質問がなされた。

### ②神戸家庭裁判所

東ティモールには少年司法のための特別の裁判所がないため、家庭裁判所の基本的な役割や少年保護事件の実務について御説明いただいた後、少年審判廷や科学調査室など実際の施設を見学しながら、通常刑事法廷との違いや少年事件の適切な処理のために必要な設備等について説明を受けた。質疑応答では、裁判官、調査官及び書記官の方々に御出席いただき、少年審判の進め方等について活発な質疑応答がなされた。

### ③神戸少年鑑別所

少年鑑別所についても、東ティモールにはない施設であるため、まず少年鑑別所の基本的な役割や収容・鑑別の流れ、入所者の生活状況等について御説明いただいた後、実際の施設の様子を見学した。質疑応答では、施設の運営に必要となる専門スタッフや予算など、今後の実務を念頭に置いた質問が活発になされた。

## 3 国際法に関する講義

国際法、国際経済法、国際人権法等の専門家であり、東ティモールに対する造詣も深い横田洋三法務省特別顧問から「国際法総論」として御講義をいただいた。

第1で述べたとおり、本講義は、今後東ティモールが国際分野の専門的知識を持つ法曹実務家を養成していく道筋を描くための導入的な講義として位置づけているところ、横田特別顧問からは、国際法の基礎概念、国際法の形成及び発展の過程、国際法と国内法の関係等を中心に御説明いただいたほか、東ティモール側の関心事項を踏まえ、国際取引における紛争解決としての国際仲裁等についても、詳細な御説明をいただいた。

東ティモールの現状を踏まえた横田特別顧問の講義には、研究員も感銘しきりのようであり、帰国後は是非この経験を国の発展に生かしたいとの感想を述べていた。



横田特別顧問による講義

### 第3 所感

本研究に参加した研究員3名は、いずれも今回が初めての日本訪問であり、わずか1週間の滞在ではあったが、日本の実務家・専門家から直接話を聞き、実務の様子を見聞することで、今後の東ティモールの法制度づくり、あるいは制度の運用に必要なインフラ整備や人材育成等も含め、非常に参考になる知見が得られたと口々に感謝の意を述べていた。我々としても、限定的な支援ではあるが日本の知識と経験を共有することで、同じアジアの一員であり、これから発展すべき若い国である東ティモールの法制度整備に少しでも役に立つことを願っている。

最後に、御多忙の中、本研究のため大阪までお越しくくださった横田特別顧問、我々の訪問を快く受け入れてくださった各訪問先の御担当の方々、その他御協力いただいた関係の方々に、この場をお借りして深く感謝申し上げたい。

## 東ティモール共同法制研究日程

〔主任教官：渡部教官，須田教官 担当専門官：堀専門官，由井専門官〕

月日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
12 ／ 6	土	移動 (M 295 デイリ 15: 25発-シンガポール18: 10着)		
12 ／ 7	日	入国 (SQ618 シンガポール01: 25発-関空9: 00着)		
12 ／ 8	月	9: 30 オリエンテーション 国際会議室	10: 00 講義「日本の刑事司法制度及び少年司法制度の概要」 国際協力部教官 4 セミ	14: 00 招へい専門家発表 「東ティモール司法制度の現状と課題(少年司法の現状と課題を含む)」 ※発表30分×3名，協議90分 招へい専門家 4 セミ
12 ／ 9	火	(移動時間)		【訪問】 大津地方裁判所彦根支部 大津地方裁判所彦根支部
12 ／ 10	水	11: 00～ 国際法・国際経済法に関する講義 横田洋三教授 4 セミ	12: 15～ 部長主催意見交換会 記念写真撮影	14: 00～ 共同討議 (国際紛争事案への対応，その他法・司法改革の課題について) 横田洋三教授 4 セミ
12 ／ 11	木	【訪問】 神戸家庭裁判所 神戸家庭裁判所	【訪問】 神戸少年鑑別所 神戸少年鑑別所	
12 ／ 12	金	共同討議(今後の支援協力活動について) 国際協力部教官 4 セミ	資料整理	4 セミ 出国 (SQ615 関空 23: 30発- シンガポール 05: 10着)
12 ／ 13	土	移動 (M 296 シンガポール09: 25発-デイリ 14: 20着)		

## 東ティモール共同法制研究 研究員

エバンヘリノ・ベロ 1 Mr. Evangelino Belo 司法省国家法律諮問局法律諮問政治立法部長
デオリンド・ドス・サントス 2 Mr. Deolindo dos Santos 控訴裁判所判事
イヴォニア・マリア・デ・ヘスス・ダ・コスタ・グテレス 3 Ms. Ivonia Maria De Jesus Da Costa Guterres ディリ地方検察庁検事

### 【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 渡部 吉俊 (WATANABE Yoshitaka) , 教官 / Professor 須田 大 (SUDA Hiroshi)

国際協力専門官 / International Cooperation Training Officer 堀 友美 (HORI Tomomi) , / 由井 水帆子 (YUI Mihoko)